

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.171 2019/6/10

### 1 ラグビーワールドカップ2019の開催における食品衛生対策について

6月4日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部(局)長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

本年9月20日から11月2日にかけて、ラグビーワールドカップ2019が全国12都市で開催される予定となっている。(別紙参照)

については、開催期間中の飲食に起因する危害の発生を防止するため、関係する地方自治体においては、会場、宿泊施設、食事を提供する施設等における食品衛生上の対策について万全を期すよう、特段の配慮方をお願いする。

また、その他の地方自治体においても、関係する地方自治体から管轄下の食品等事業者が製造、加工又は調理した食品等が会場や宿泊施設等の関連施設で使用されるとして、監視指導の依頼があった場合は協力に特段の配慮方をお願いする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000515535.pdf>

### 2 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

6月6日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、同日をもって「改正する省令」が公布され、「改正する件」が告示されたことに伴うものでその主な内容は次の通り。なお、施行は公布日又は告示日。

- ・ 食品衛生法第10条の規定に基づき、アルゴン、イソブチルアミン、イソプロピルアミン、sec-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び2-メチルブチルアミンを省令別表第1に追加したこと。
- ・ 法第11条第1項の規定に基づき、アルゴン、イソブチルアミン、イソプロピルアミン、sec-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び2-メチルブチルアミンの成分規格を設定したこと。
- ・ イソブチルアミン、イソプロピルアミン、sec-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び2-メチルブチルアミンについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準が設定されたこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516066.pdf>